

EV ラボ特約（プログラム規約）

第1条（適用）

1. 本特約は、プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）（以下「本則」という。）に付随し、「EV ラボ」（以下「本プログラム」という。）に参加する会員に適用される。
2. 本特約に定めのない事項については、本則の定めによるものとする。この場合において、本則の規定中「株式会社バイウィル」とあるのは「三井住友海上火災保険株式会社及び株式会社バイウィル」と読み替えるものとする。

第2条（登録対象）

本プログラムにおける登録対象は、次の設備の新規導入又は更新による導入に伴う温室効果ガス排出削減活動とする。

- (1) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車

第3条（本プログラム固有の追加要件）

会員は、本則第4条に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 該当なし

第4条（本則要件の適用除外）

本プログラムにおいては、本則の規定のうち、次の各号に掲げる条項は適用しない。

- (1) 第4条 5.(1)
- (2) 第4条 6.(1)
- (3) 第15条 2.
- (4) 第15条 3.

附則

本特約は、2026年4月17日から施行する。